

令和 7 年度当初予算の概要

○私学振興についての考え方

本県では、私立学校が学校教育の一翼を担い、次代を担う人材育成においても重要な役割を担っていることから、私学振興を重要な施策の一つとして位置付け、その推進に努めてきたところである。

教育を取り巻く環境が、情報化・国際化の進展など大きく変化する中においても、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、私立学校への運営費補助など各種助成の充実と適正執行に努め、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減を図っていくものとする。

県 予 算 1 兆 2, 8 1 7 億 9 9 百万円
私学振興予算 1 1 2 億 8 百万円

○私学振興予算(全体)の推移(当初予算ベース)

	私学補助金等		私学予算 (貸付金を含む)	
	金 額 (千円)	伸 率 (%)	金 額 (千円)	伸 率 (%)
令和 6 年度	11,051,614	—	11,390,127	—
令和 7 年度	10,936,847	△1.0	11,207,904	△1.6

○生徒総数 (予算で使用した推計人数)

	高等学校	高校通信 (広域以外)	中学校	小学校	幼稚園 (学法)	幼稚園 (非学 法)	計
R6	10,234	1,663	670	550	7,264	70	20,451
R7	9,873	1,800	646	569	5,729	0	18,617
増減数	△361	+137	△24	+19	△1,535	△70	△1,834
増減率	△3.5%	+8.2%	△3.6%	+3.5%	△21.1%	△100.0%	△9.0%

令和7年度私学振興助成予算(事業別)概要

1 私立学校運営費補助

(1) 一般補助

ア 経常費補助

私立学校の教育条件の向上、私立学校に学ぶ生徒等の修学上の経済的負担軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の教育または研究に係る経常経費の一部を補助する。

学種	人数 (人)	単価※ ¹ (円)	補助基本分計 (千円)	特別加算※ ² (千円)	合計金額 (千円)
高校(全)	9,873	399,414	3,943,424	2,303	3,945,727
高校(通)	1,800	83,165	149,440	208	149,648
中学校	646	355,906	231,133	64	231,197
小学校	569	354,109	202,332	38	202,370
幼稚園 (学校法人)	5,729	212,821	1,231,151	192,561	1,423,712
合 計	18,617	—	5,757,480	195,174	5,952,654

※1 単価は国計上予算単価を反映

※2 高校(全)(通)、中学校、小学校：授業目的公衆送信補助金

幼稚園：障がい児等対応加算(11,431千円)、処遇改善加算(30,000千円)、
一種免許状加算(22,940千円)、授業目的公衆送信補助金、
安全確保に関する支援・人材育成の促進(教育改革) 等

○高等学校(全日制)における補助上限額は、平成11年度から生徒減少期における私立学校の経営基盤の安定と教育条件の維持・向上を図るため、単価方式ではなく標準的運営費方式によって積算している。

標準的運営費方式とは、

私立高校における(1)教職員1人当たりの経費＝教職員割(教職員給与等)、(2)学校1校当たりの運営経費＝学校割(その他の職員給与等)、(3)1学級当たりの学級運営経費＝学級割(修繕費、備品費等)、(4)生徒1人当たりの経費＝生徒割(教育活動費、管理費等)について、それぞれ公立高校を基準として全国との格差等を考慮して算出し、これを学校ごとに、生徒数、学級数等により計算して、その2分の1を補助するもの。

○高等学校(通信制)、小中学校及び幼稚園における補助上限額は、生徒等1人当たりの補助単価に生徒数を乗じて積算している。

(補助単価)

※高等学校(通信制)、小・中学校：国庫補助単価＋交付税単価

※幼稚園：国庫補助単価＋交付税単価＋県費上乗せ分

イ 私立幼稚園等心身障がい児教育費補助（学校法人立幼稚園及び認定こども園並びに施設型給付に移行した非学校法人立幼稚園対象）

私立幼稚園及び認定こども園における障がい児の受入を促進することを目的に、保護者及び幼稚園等の経済的負担の軽減を図るため、障がい児を受け入れた幼稚園等に対して経費の一部を補助する。

対象園児数	補助単価（千円）	金額（千円）
389 人	784※（国庫1/2）	304,976

※対象園児数が1人のみの園のうち在園児数が80人以上の園は、国庫補助対象外のため、392千円

なお、補助対象となった障がい児の数（決算）は、平成26年度306人、平成27年度296人、平成28年度360人、平成29年度343人、平成30年度310人、令和元年度286人、令和2年度249人、令和3年度272人、令和4年度271人、令和5年度310人、令和6年度327人と推移している。

ウ 私立幼稚園等子育て支援推進事業（全幼稚園及び認定こども園対象）

私立幼稚園及び認定こども園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てる環境の整備を図ることを目的とする。

このため、①「預かり保育」（保育時間終了後2時間以上の預かり保育）、②「休業日預かり」（休業日1日につき2時間以上の預かり保育）及び③「長期休業中の預かり保育」の実施、さらには④「子育て支援活動の推進」（地域の子育て支援センターとしての活動等）に取り組んでいる私立幼稚園等に対し補助する。

項 目	対象園	金額 (千円)
①預かり保育	64	183,900
②休業日預かり保育の推進	26	16,760
③長期休業中預かり保育	64	36,040
④子育て支援活動の推進（一般）	18	7,200
④子育て支援活動の推進（認定こども園）	18	21,600
計	延べ190	265,500

エ 私立幼稚園教育振興助成事業補助（非学校法人立幼稚園）

非学校法人立幼稚園の教育条件の向上と保護者負担の軽減を図るため、本県では独自に、①運営費に対する一般補助と、②障がい児の受入を促進するための加算を特

別補助している。

一般補助は学校法人立幼稚園の園児1人当たり補助単価の1/3とし、障がい児に対する補助は平成18年度から学校法人と同額とした。

※補助金交付は、(公社)福島県私立幼稚園・認定子ども園連合会に行う。

※対象園の学校法人化により、令和7年度予算計上なし。

オ 被災児童生徒等就学支援事業

東日本大震災等により被災した児童生徒等の就学を支援するため、授業料等の減免措置を行った私立学校に対して、減免相当額を補助する。

項 目	人数 (人)	金額 (千円)
高 校	延べ 130	10,749
中学校	延べ 16	4,125
小学校	延べ 4	997
幼稚園	延べ 11	210
計	延べ 161	16,081

(2) 特別補助

ア 過疎特別補助

過疎地域に所在する私立高等学校の維持及び適正規模への誘導を図るため、対象校に補助する。

対象要件⇒令和7年度高校在学可能者数が昭和45年度高校在学可能者の45%未満である地域に設置され、当該校の昭和45年度の生徒数に対する令和7年度の生徒数の減少率が45%以上の高校(対象予定校：4校)

予算額：29,913千円

イ 教育改革特別補助

(7) 教育改革

教育の質の向上を図るため、特色ある取組を行う私立学校に対し助成する。

(千円)

項目(メニュー)	高 校	中学校	小学校	計
教育の質の向上を図る学校支援経費	24,824	9,220	8,060	42,104

<教育の質の向上を図る学校支援経費>

① 次世代を担う人材育成の促進

- ・グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進
- ・数理・データサイエンス・AI教育等の推進、外国人の入学受入 等

② 外国人入学生受入れのための環境整備

- ・外国入学生受入のために要する学校生活等のための通訳やサポート人材等の

配置

- ・外国語の標識など校内サインの設置 等

③ 教育相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- ・不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

④ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進

- ・職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組
- ・栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等

⑤ 児童生徒等の安全確保に関する学校支援

- ・スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置
- ・登下校時における交通安全指導員等の人員配置
- ・児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施
- ・地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練等の実施 等

⑥ 特別支援教育に係る活動の充実

- ・教員の専門性向上のための研修や講師派遣
- ・個別の支援計画の策定等を進める児童生徒の学習・生活・進学・就職等のサポートする支援体制の構築（支援員やコーディネーターの配置など）等

⑦ I C T 教育環境の整備推進

- ・情報通信技術活用支援員の配置、I C T 機器の管理委託 等

⑧ 外部人材活用等の推進

- ・教員の負担軽減を図るための学習指導員、部活動指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等

⑨ 教員業務支援員の推進

- ・教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力でき体制整備のための教員業務支援員の配置 等（※上記①～⑧の取組に係るものは対象外）

※幼稚園分（次世代を担う人材育成の促進・安全確保に関する学校支援）については、私立学校運営費補助金（一般補助）特別加算に事業を統合している。

(イ) 私立小中学校少人数教育推進事業補助

少人数教育を促進するために、平成 14 年度から県独自に創設した補助事業で、小学校・中学校の全学年において 30 人程度の少人数学級を推進する。平成 14 年度は小・中学校第 1 学年を対象として開始し、平成 15 年度からは小学第 2 学年まで補助対象を拡大、平成 17 年度からは 30 人程度学級として対象を全学年に拡大した（ティームティーチングの場合も補助対象）。

予算額：15,400 千円 単価 1,400 千円 中学校 2 校(6 学年)、小学校 1 校(5 学年)

(ウ) 共に学びふれあう学校支援事業

身体に障がいのある児童生徒のための介助員の配置に係る費用を補助する。

予算額：850 千円 単価 850 千円

2 私立専修学校運営費補助

私立専修学校の教育条件の向上、保護者負担の軽減及び学校の経営基盤の確立を図るため、県独自に運営費の一部を補助する。（非学校法人立分の補助金交付は、（一社）福島県専修学校各種学校連合会に行う。）なお、令和4年度から職業実践専門課程として文部科学大臣の認定を受けた学科を設置する私立専修学校に対し、運営費補助金を加算している。

また、東日本大震災等により、就学が困難となった生徒に対する授業料等減免を行った専修学校等に対し、減免相当額を補助する。

※令和5年度から非学校法人立分の事業も併せて予算計上している。

区 分		補助単価（円）	人数（人）	金額（千円）
学校法人立	大学入学資格付与校	52,000	685	35,620
	専門課程	26,000	3,323	86,398
	高等課程（大学付与以外）	26,000	68	1,768
	小計	—	4,076	123,786
非学校法人立	大学入学資格付与校	17,300	5	87
	専門課程等	8,600	180	1,548
	高等課程（大学付与以外）等	8,600	36	310
	小計	—	221	1,945
職業実践専門課程認定校加算		200,000	—	2,000
被災生徒就学支援		—	—	5,021
計		—	—	132,752

※県のお他課より運営費補助を受けている学科、予備校等は補助対象外

3 私立学校耐震化促進事業

私立学校における施設の耐震化を図るため、国庫補助と並行して補助を行う。

予算額：20,000千円

4 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。また、進路アドバイザーを配置し、私立高校生等の就職支援を行うことにより、職業生活向上や生活基盤の安定を図る。

(1) 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

(2) ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業

5 教育支援体制整備事業費補助金

幼児教育の質の向上のため、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備に取り組む。

(1) 幼児教育のための質の向上のための緊急環境整備

ア 幼稚園教育の質の向上に必要な遊具、運動用具、教具、保健衛生用品の整備

- ・ 補助率：認定こども園 1/2 以内、幼稚園 1/3 以内

（補助対象経費 上限 1,800 千円）※補助対象経費は国計上予算を反映

予算額：35,100 千円

イ 空調設備の整備

- ・ 補助率：1/2 （補助対象経費 上限 2,000 千円）

予算額：30,000 千円

(2) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

ア 幼稚園等関係団体の実施する研修への補助

- ・ 補助率：1/2、補助基準額：参加教職員 1 人当たり 5,000 円

※補助基準額は国計上予算を反映

イ 研修へ参加する幼稚園等への補助

- ・ 補助率：1/2、補助基準額：参加教職員 1 人当たり 5,000 円

※補助基準額は国計上予算を反映

予算額：1,800 千円

(3) 保育教諭確保の幼稚園教諭免許状取得支援事業

幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園となる予定の幼稚園の保育士資格のみを有する者に対して幼稚園教諭免許状取得に必要な経費等を助成する。

ア 幼稚園教諭を要請する大学受講料等

- ・ 補助率：1/2、補助基準額：1 人当たり上限 200 千円

イ 代替幼稚園教諭雇上費

- ・ 補助率：10/10、補助基準額：7,690 円/日

予算額：1,935 千円

(4) 園務改善のための ICT 化支援事業

私立幼稚園等（幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園を含む）が、園児の登園管理や指導要録の作成支援システム、保護者向けメール配信システムの整備などの幼稚園教諭の業務負担の軽減を目的とした支援システムを導入又は更新する場合において、その費用を補助する。

- ・ 補助率：1/2

- ・ 補助基準額：学級数 7 学級以上 1,500 千円、学級数 6 学級以下 1,000 千円

予算額：15,000 千円

(5) 認定こども園等の業務体制への支援

ア 認定こども園等移行支援

子ども・子育て支援新制度への移行申請作業等のために事務職員等を雇用する場

合にかかる費用（外部への委託費含む）を補助する。

- ・補助率：1/2、補助基準額：1施設当たり 2,000 千円

※補助基準額は国計上予算を反映

イ 補助員等配置による園務の標準化支援

園務の標準化を図ることを目的として、施設型給付を受ける幼稚園が新たに補助員等を配置するために必要な費用（外部への委託費含む）を補助する。

- ・補助率：1/2、補助基準額：1施設当たり 260 千円

※補助基準額は国計上予算を反映

予算額：4,336 千円

6 私立学校外国人指導助手招致事業

私立学校における外国語教育の充実を図るため、外国青年招致事業（JETプログラム）を活用して、外国語指導助手（ALT）を雇用する私立小・中・高等学校に対して、配置に係る経費の一部を補助する。

予算額：5,188 千円

7 高等学校等就学支援金

国による高等学校等就学支援金の交付に係る事務を県が法定受託事務として行うものであり、平成22年度に新設され、令和2年度に低所得世帯に対する加算額が大幅に拡充された。

家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高校生等のいる世帯に対し、公立高校授業料相当額を助成するとともに、低所得世帯に対しては、加算額を助成する。

なお、令和5年度から家計急変世帯への支援も実施している。

区 分	単価（年額・円）	人数（人）	金額（千円）
就学支援金	396,000 （通信制 297,000）	10,581※1	2,932,876※2
学び直しへの支援	297,000	13	3,683
事 務 費	—	—	15,855
計	—	—	2,952,414

※1 生徒数：加算あり 6,541 人、加算なし 4,040 人

※2 予算額：加算あり 2,452,923 千円、加算なし 479,953 千円

8 私立高等学校等就学支援事業

国による高等学校等就学支援金の給付を受けてもなお授業料負担が残る低所得世帯等における子どもたちの高等学校等への進学のを保障し、公立高等学校と同条件で私立高等学校等を選択できるようにするため、本県独自で支援を行うもの。なお、令和5年度から生活保護・住民税非課税世帯に対する私立高等学校等入学料支援も実施している。

また、小・中学校における家計急変世帯への支援することにより、学びの継続を図る。

事業の種類		補助対象	人数（人）	金額（千円）
低所得者に対する支援	高校生等に対する授業料支援	年収約450万円以下の世帯等	高等学校 132 専修学校 113	高等学校 15,057 専修学校 8,249
	高校生等に対する入学料支援	非課税世帯等	高等学校 327 専修学校 25	高等学校 8,175 専修学校 625
	小・中学生に対する授業料支援	家計急変世帯※ ¹	小・中学校 4	小・中学校 1,214
中所得者層に対する支援		年収約590～620万円未満の世帯	高等学校 431 専修学校 22	高等学校 59,737 専修学校 3,049
専攻科の生徒への就学支援※ ²		年収約450万円未満の世帯※ ³	83	34,212
計			—	130,318

※¹ 令和4年度から家計急変年度以降も継続的に低所得である世帯に対しても支援を行っている。

※² 令和5年度から家計急変世帯への支援も実施している。

※³ 令和7年度から多子世帯の所得制限を撤廃して支援を行う。

9 高等教育（私立専門学校）授業料等減免事業

(1) 私立専門学校授業料等減免事業

高等教育の無償化は、低所得世帯であっても、学ぶ意欲のある学生が進学できるよう、授業料等減免と給付型奨学金支給の2つの支援制度からなる。そのうち、授業料等減免事業は当該学校の所轄庁が実施することになっており、県が所轄する私立専門学校分について、該当学校へ授業料等減免に要する費用を交付する。

令和6年度からは、理工農系の学生等の中間層に、また、令和7年度からは、多子世帯の所得制限を撤廃し、対象を拡充する。

予算額：540,128千円

(2) 高等教育修学支援新制度事務費

令和2年度より制度開始された高等教育の無償化について、県内の私立専門学校について無償化の対象となる学校に該当するか否かを確認（機関要件確認）するため、専任の嘱託員を配置して対応する。

予算額：6,753千円

10 私立高等学校における1人1台端末整備支援事業

子どもたち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を実現するため、各家庭が私立高校入学時に端末を購入し、学校が所得620万円以下の世帯に費用を負担した場合、学校設置者に対して補助を行う。

補助対象	生徒 1 人当たりの補助上限額 (円)
生活保護・住民税非課税世帯	60,000※
所得 620 万円以下の世帯	20,000

※令和 7 年度から補助上限額を 60,000 円（R6：54,000 円）に増額する。

予算額：52,960 千円

11 教職員退職手当資金給付事業補助

県私立学校教職員退職金財団が行う退職金手当給付事業に対して、その一部を補助し、その制度を充実することにより、教職員の雇用条件の向上を通じて、優秀な人材を確保し、ひいては私立学校の教育条件の向上と私学の振興を図る（平均給与月額の一割を補助するもの）。

(%)

学 種	補助率	学校負担金率	現行掛金率	金額(千円)
小・中・高等学校	30	123	153	93,366
幼稚園	22	80	102	50,859
認定こども園	22	80	102	57,804
専修学校	30	74	104	2,047
R6計	--	----	----	204,076

県補助率の推移

(%)

学種・年度	平成～	5～8	9～10	11～13	14～29	30～31	令 2～
小・中・高等学校、 専修学校	25	27	28	29	30		
幼稚園・認定こども園	20			21		22	

12 私立学校教職員共済事業補助

日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して、その費用の一部を補助し、本県の私立学校及び教職員の負担率を軽減することにより、教育条件の向上及び私学の振興を図る（平均給与額の 8%を補助）。

学 種	補助率	金額（千円）
小・中・高等学校、幼稚園、幼保連携型 認定こども園・専修・各種学校	8/1000	128,819

13 福島県私学振興会貸付金

同振興会が実施する私立学校の施設整備事業（防災機能強化を含む）及び災害復旧事業のための資金として、その原資を同振興会に貸し付ける。

※令和 5 年度から返済期間を 10 年以内から 15 年以内に変更した。

予算額：貸付金 271,057 千円

＜振興会の主な貸付事業＞

(1) 施設整備資金等

ア 私立学校施設整備臨時特別資金（県 転貸資金）

対象事業：私立学校の校舎等の新・増・改築で事業費 5,000 万円以上

貸付限度額：100,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）

返済期間等：15 年以内（据置なし、元金均等年賦払）

貸付利率：基準金利－1.0%（下限：0.55%）

イ 防災機能強化（県 転貸資金）

・令和 7 年度は新規貸付予定なし

対象事業：防災機能の強化及び安全管理対策のための施設整備事業
（耐震補強工事、アスベスト対策工事（H18～））

貸付限度額：50,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）

返済期間等：15 年以内（据置なし、元金均等年賦払）

貸付利率：基準金利－1.05%（下限：0.5%）

ウ 認定こども園（県 転貸資金）

対象事業：認定こども園の認定を目指し保育所機能の充実のための施設整備事業

貸付限度額：50,000 千円（ただし、事業費の 2/3 以内）

返済期間等：15 年以内（据置なし、元金均等年賦払）

貸付利率：基準金利－1.05%（下限：0.5%）

(2) 経営安定資金（振興会 自己財源）

対象事業：高利債務弁済、校具等の購入、長期運営資金

貸付限度額：20,000 千円

返済期間等：5 年以内（高利債務弁済は 10 年以内）

貸付利率：基準金利－0.3%（下限：0.5%）

※基準金利：日本私学振興・共済事業団の一般施設費（返済期間 20 年、一般）
の融資金利